

練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例について（案）

1 改正の理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき原則統一保険料方式を採用している。

令和6年2月の特別区長会において、令和6年度の特別区全体の国民健康保険事業費納付金、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、つぎの改正を行う。

ア 保険料賦課限度額に係る改正

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準に係る改正

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正され、退職被保険者等の経過措置等に係る規定が削除されることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う改正

ア 基礎賦課額の保険料率【第15条の4関係】

(ア) 所得割 「100分の7.17」を「100分の8.69」に改める。また、賦課割合について「100分の57に相当する額」を「100分の58に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「45,000円」を「49,100円」に改める。また、賦課割合について「100分の43に相当する額」を「100分の42に相当する額」に改める。

イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12関係】

(ア) 所得割 「100分の2.42」を「100分の2.80」に改める。また、賦課割合について「100分の57に相当する額」を「100分の59に相当する額」に改める。

- (イ) 均等割 「15,100円」を「16,500円」に改める。また、賦課割合について「100分の43に相当する額」を「100分の41に相当する額」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4関係】

- (ア) 所得割 「100分の2.23」を「100分の2.36」に改める。また、賦課割合について「100分の57に相当する額」を「100分の58に相当する額」に改める。
- (イ) 均等割 「16,200円」を「16,500円」に改める。また、賦課割合について「100分の43に相当する額」を「100分の42に相当する額」に改める。

エ 低所得者の保険料の減額【第19条の2関係】

(ア) 第1号減額（7割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「31,500円」を「34,370円」に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「10,570円」を「11,550円」に改める。
- c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「11,340円」を「11,550円」に改める。

(イ) 第2号減額（5割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「22,500円」を「24,550円」に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「7,550円」を「8,250円」に改める。
- c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「8,100円」を「8,250円」に改める。

(ウ) 第3号減額（2割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「9,000円」を「9,820円」に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「3,020円」を「3,300円」に改める。
- c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「3,240円」を「3,300円」に改める。

オ 未就学児の被保険者均等割額の減額【第19条の4関係】

(ア) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について減額する額

- a 基礎賦課額の均等割額を 7 割減額した世帯 「6,750円」 「7,365円」
- b 基礎賦課額の均等割額を 5 割減額した世帯 「11,250円」 「12,275円」
- c 基礎賦課額の均等割額を 2 割減額した世帯 「18,000円」 「19,640円」
- d a から c までに掲げる世帯以外の世帯 「22,500円」 「24,550円」

(イ) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について減額する額

- a 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を 7 割減額した世帯 「2,265円」
「2,475円」
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を 5 割減額した世帯 「3,775円」
「4,125円」
- c 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を 2 割減額した世帯 「6,040円」
「6,600円」
- d a から c までに掲げる世帯以外の世帯 「7,550円」 「8,250円」

国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 保険料賦課限度額に係る改正【第15条の16、第19条の2関係】

後期高齢者支援金等賦課限度額について「220,000円」を「240,000円」に改める。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準に係る改正【第19条の2関係】

(ア) 第2号減額（5割軽減）

軽減対象となる所得基準額について「430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + 290,000円 × 被保険者数」を「430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + 295,000円 × 被保険者数」に改める。

(イ) 第3号減額（2割軽減）

軽減対象となる所得基準額について「430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + 535,000円 × 被保険者数」を「430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + 545,000円 × 被保険者数」に改める。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正【第14条の3、第14条の4、第15条、第15条の4～

第15条の16、第16条、第19条、第19条の2、付則第6条、付則第7条関係】

退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除する。

その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 保険料率等改正内容一覧

保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分	賦課割合（所得割：均等割）	57：43	58：42	
	所得割料率	7.17/100	8.69/100	1.52/100
	被保険者均等割額	45,000円	49,100円	4,100円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	据置き
支援金分	賦課割合（所得割：均等割）	57：43	59：41	
	所得割料率	2.42/100	2.80/100	0.38/100
	被保険者均等割額	15,100円	16,500円	1,400円
	賦課限度額	220,000円	240,000円	20,000円
介護分	賦課割合（所得割：均等割）	57：43	58：42	
	所得割料率	2.23/100	2.36/100	0.13/100
	被保険者均等割額	16,200円	16,500円	300円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据置き

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分 支援金分 合計	所得割料率	9.59/100	11.49/100	1.90/100
	被保険者均等割額	60,100円	65,600円	5,500円
	賦課限度額	870,000円	890,000円	20,000円
基礎分 支援金分 介護分 合計	所得割料率	11.82/100	13.85/100	2.03/100
	被保険者均等割額	76,300円	82,100円	5,800円
	賦課限度額	1,040,000円	1,060,000円	20,000円

低所得者の均等割軽減による保険料の減額一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 () は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7 割減額	31,500円	34,370円	2,870円	14,730円 (13,500円)
	均等割額 5 割減額	22,500円	24,550円	2,050円	24,550円 (22,500円)
	均等割額 2 割減額	9,000円	9,820円	820円	39,280円 (36,000円)
支援金分	均等割額 7 割減額	10,570円	11,550円	980円	4,950円 (4,530円)
	均等割額 5 割減額	7,550円	8,250円	700円	8,250円 (7,550円)
	均等割額 2 割減額	3,020円	3,300円	280円	13,200円 (12,080円)
介護分	均等割額 7 割減額	11,340円	11,550円	210円	4,950円 (4,860円)
	均等割額 5 割減額	8,100円	8,250円	150円	8,250円 (8,100円)
	均等割額 2 割減額	3,240円	3,300円	60円	13,200円 (12,960円)

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 () は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分 支援金分 合計	均等割額 7 割減額	42,070円	45,920円	3,850円	19,680円 (18,030円)
	均等割額 5 割減額	30,050円	32,800円	2,750円	32,800円 (30,050円)
	均等割額 2 割減額	12,020円	13,120円	1,100円	52,480円 (48,080円)
基礎分 支援金分 介護分 合計	均等割額 7 割減額	53,410円	57,470円	4,060円	24,630円 (22,890円)
	均等割額 5 割減額	38,150円	41,050円	2,900円	41,050円 (38,150円)
	均等割額 2 割減額	15,260円	16,420円	1,160円	65,680円 (61,040円)

未就学児の均等割軽減による保険料の減額一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 () は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7割減額世帯	6,750円	7,365円	615円	7,365円 (6,750円)
	均等割額 5割減額世帯	11,250円	12,275円	1,025円	12,275円 (11,250円)
	均等割額 2割減額世帯	18,000円	19,640円	1,640円	19,640円 (18,000円)
	均等割額 全額賦課世帯	22,500円	24,550円	2,050円	24,550円 (22,500円)
支援金分	均等割額 7割減額世帯	2,265円	2,475円	210円	2,475円 (2,265円)
	均等割額 5割減額世帯	3,775円	4,125円	350円	4,125円 (3,775円)
	均等割額 2割減額世帯	6,040円	6,600円	560円	6,600円 (6,040円)
	均等割額 全額賦課世帯	7,550円	8,250円	700円	8,250円 (7,550円)

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 () は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分 支援金分 合計	均等割額 7割減額世帯	9,015円	9,840円	825円	9,840円 (9,015円)
	均等割額 5割減額世帯	15,025円	16,400円	1,375円	16,400円 (15,025円)
	均等割額 2割減額世帯	24,040円	26,240円	2,200円	26,240円 (24,040円)
	均等割額 全額賦課世帯	30,050円	32,800円	2,750円	32,800円 (30,050円)

5 令和6年度1人当たり国民健康保険料

項 目	改定前	改定後	増 減 (前年度比)
基礎分・支援金分	143,363円	156,520円	13,157円 (9.18%増)
基礎分・支援金分・介護分	182,171円	196,019円	13,848円 (7.60%増)

6 令和6年度国民健康保険料の試算

別紙1のとおり

7 新旧対照表

別紙2のとおり

令和 6 年度国民健康保険料試算（年額）

年金所得者(65歳以上) 1人世帯【世帯主(65歳)のみ】

単位：円

年 収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
令和6年度	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
差額	1,650	1,650	13,330	33,430	49,105	65,065	81,215	97,365	114,085	132,135
均等割軽減	7割減	7割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

年金所得者(65歳以上) 2人世帯【世帯主(65歳) + 配偶者(65歳・収入なし)】

単位：円

年 収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
令和6年度	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
差額	3,300	3,300	14,430	38,930	54,605	70,565	86,715	102,865	119,585	110,247
均等割軽減	7割減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 1人世帯【世帯主(40歳)のみ】

単位：円

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度	22,890	40,514	181,498	264,238	351,706	446,266	540,826	640,114	746,494	858,784
令和6年度	24,630	43,820	205,365	302,315	404,805	515,605	626,405	742,745	867,395	996,238
差額	1,740	3,306	23,867	38,077	53,099	69,339	85,579	102,631	120,901	137,454
均等割軽減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 3人世帯

【世帯主(40歳) + 配偶者(40歳・収入なし) + 子(10歳・収入なし)】

単位：円

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度	63,810	108,714	275,358	358,098	488,106	582,666	677,226	776,514	882,894	980,363
令和6年度	68,940	117,670	307,105	404,055	552,505	663,305	774,105	890,445	1,015,095	1,053,460
差額	5,130	8,956	31,747	45,957	64,399	80,639	96,879	113,931	132,201	73,097
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	2割減	-	-	-	-	-	-

給与所得者(65歳未満) 3人世帯

【世帯主(35歳) + 配偶者(35歳・収入なし) + 子(10歳・収入なし)】

【世帯主(35歳) + 子(15歳・収入なし) + 子(10歳・収入なし)】

単位：円

年 収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和5年度	54,090	92,068	229,591	296,721	403,747	480,467	557,187	637,743	724,053	810,363
令和6年度	59,040	100,698	259,701	340,131	464,517	556,437	648,357	744,873	848,283	883,460
差額	4,950	8,630	30,110	43,410	60,770	75,970	91,170	107,130	124,230	73,097
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	2割減	-	-	-	-	-	-

：年金収入153万円および給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限

：40～64歳の国民健康保険加入者に対して、介護分保険料を賦課

【参考】国保世帯の所得分布（令和5年12月1日時点）

総所得	100万円以下	100万円超～200万円以下	200万円超～300万円以下	300万円超～400万円以下	400万円超～500万円以下	500万円超～600万円以下	600万円超～700万円以下	700万円超～800万円以下	800万円超～900万円以下	900万円超～	合計
世帯数	55,050	17,861	9,912	4,810	2,501	1,420	870	580	419	2,019	95,442
構成比	57.7%	18.7%	10.4%	5.0%	2.6%	1.5%	0.9%	0.6%	0.4%	2.1%	100.0%

練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者</u> (<u>法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等</u> (以下「<u>退職被保険者等</u>」という。) 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額 (第19条の2、第19条の4および第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「<u>基礎賦課総額</u>」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用 (<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>) の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用 (<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>) の額の合算額</p> <p>ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金 (以下「<u>国民健康保険事業費納付金</u>」という。) の納付に要する費用 (東京都 (以下「<u>都</u>」という。) が行う国民健康保険の<u>一般被保険者に係るもの</u>に限り、<u>都</u>の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等 (以下「<u>後期高齢者支援金等</u>」と</p>	<p>(<u>基礎賦課総額</u>)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち<u>基礎賦課額</u> (第19条の2、第19条の4および第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「<u>基礎賦課総額</u>」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金 (以下「<u>国民健康保険事業費納付金</u>」という。) の納付に要する費用 (東京都 (以下「<u>都</u>」という。) の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等 (以下「<u>後期高齢者支援金等</u>」という。) および高齢者医療確保法の規定による病床転換支援</p>

いう。)および高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)ならびに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

八～ホ [略]

へ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

当該年度におけるつぎに掲げる額の

金等(以下「病床転換支援金等」という。)ならびに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

八～ホ [略]

へ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額

当該年度におけるつぎに掲げる額の

合算額

イ [略]

ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。二において同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。二において同じ。）に係るものを除く。）の額

ニ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項

合算額

イ [略]

ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

ニ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金

および第72条の3の3第1項の規定による繰入金ならびに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第14条の4 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項ま

を除く。）の額

（基礎賦課額）

第14条の4 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36

たは第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後

条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」と

の総所得金額等」という。)に、第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 [略]

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の7.17 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき45,000円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第15条の5 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条の6 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等

いう。)に、第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 [略]

(基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の8.69 (基礎賦課総額の100分の58に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき49,100円 (基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の5から第15条の7まで 削除

に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第15条の7 第15条の5の被保険者均等割額は、第15条の4の規定により算定した額と同額とする。

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4および第19条の5において同じ。)は、650,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2、第19条の4および第19条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

当該年度におけるつぎに掲げる額の

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の9 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2、第19条の4および第19条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

当該年度におけるつぎに掲げる額の

合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第15条の11 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の2.42（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合には、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

被保険者均等割 被保険者1人につき15,100円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の13 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第15条の14 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の12の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）

第15条の15 第15条の13の被保険者均等割額は、第15条の12の規定により算定した額と同額とする。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10または第15条の13

所得割 100分の2.80（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合には、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

被保険者均等割 被保険者1人につき16,500円（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の13から第15条の15まで 削除

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援

の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4および第19条の5において同じ。）は、220,000円を超えることができない。

（介護納付金賦課総額）

第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条の2および第19条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

[略]

当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

（介護納付金賦課総額）

第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条の2および第19条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

[略]

当該年度におけるつぎに掲げる額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の2.23 (介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき16,200円(介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合または法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4もしくは第15条の5の額、第15条の10もしくは第15条の13の額、第16条の2の額または次条各号、第19条の4各号もしくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の2.36 (介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき16,500円(介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合または法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10もしくは第16条の2の額または次条各号、第19条の4各号もしくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加もしくは減少した日

日、被保険者数が増加もしくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日または特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4もしくは第15条の5の額、第15条の10もしくは第15条の13の額、第16条の2の額または次条各号、第19条の4各号もしくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円）ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が

（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日または特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10もしくは第16条の2の額または次条各号、第19条の4各号もしくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）および第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、

170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所

170,000円)の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項または第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所

得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額

得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額

の控除を受けた者（年齢65歳未満の者
にあっては当該公的年金等の収入金額
が600,000円を超える者に限り、年齢
65歳以上の者にあつては当該公的年金
等の収入金額が1,100,000円を超える
者に限る。）をいい、給与所得を有す
る者を除く。）の数の合計数（以下こ
の号から第3号までにおいて「給与所
得者等の数」という。）が2以上の場
合にあつては、地方税法第314条の2
第2項第1号に定める金額に当該給与
所得者等の数から1を減じた数に
100,000円を乗じて得た金額を加えた
金額）を超えない世帯に係る保険料の
納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割
額 被保険者1人について 31,500
円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る
被保険者均等割額 被保険者1人に
ついて 10,570円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者
均等割額 被保険者1人について
11,340円

前号に規定する総所得金額および山
林所得金額ならびに他の所得と区分し
て計算される所得の金額の合算額が、
地方税法第314条の2第2項第1号に
定める金額（世帯主等のうち給与所得
者等の数が2以上の場合にあつては、
同号に定める金額に当該給与所得者等
の数から1を減じた数に100,000円を
乗じて得た金額を加えた金額）に、
290,000円に当該年度の保険料賦課期
日（賦課期日後に保険料の納付義務が
発生した場合には、その発生した日と
する。）現在においてその世帯に属す
る被保険者の数と特定同一世帯所属者
の数の合計数を乗じて得た額を加算し

の控除を受けた者（年齢65歳未満の者
にあっては当該公的年金等の収入金額
が600,000円を超える者に限り、年齢
65歳以上の者にあつては当該公的年金
等の収入金額が1,100,000円を超える
者に限る。）をいい、給与所得を有す
る者を除く。）の数の合計数（以下こ
の号から第3号までにおいて「給与所
得者等の数」という。）が2以上の場
合にあつては、地方税法第314条の2
第2項第1号に定める金額に当該給与
所得者等の数から1を減じた数に
100,000円を乗じて得た金額を加えた
金額）を超えない世帯に係る保険料の
納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割
額 被保険者1人について 34,370
円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る
被保険者均等割額 被保険者1人に
ついて 11,550円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者
均等割額 被保険者1人について
11,550円

前号に規定する総所得金額および山
林所得金額ならびに他の所得と区分し
て計算される所得の金額の合算額が、
地方税法第314条の2第2項第1号に
定める金額（世帯主等のうち給与所得
者等の数が2以上の場合にあつては、
同号に定める金額に当該給与所得者等
の数から1を減じた数に100,000円を
乗じて得た金額を加えた金額）に、
295,000円に当該年度の保険料賦課期
日（賦課期日後に保険料の納付義務が
発生した場合には、その発生した日と
する。）現在においてその世帯に属す
る被保険者の数と特定同一世帯所属者
の数の合計数を乗じて得た額を加算し

た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 22,500 円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 7,550円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 8,100円

第 1 号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額）に、535,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 9,000 円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3,020円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について

た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 24,550 円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 8,250円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 8,250円

第 1 号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額）に、545,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 9,820 円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3,300円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について

3,240円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

基礎賦課額に係る被保険者均等割額
つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 6,750円

ロ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 11,250円

ハ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 18,000円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 22,500円

後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号ロに規定する金額を減額した世帯 2,265円

ロ 第19条の2第2号ロに規定する金額を減額した世帯 3,775円

ハ 第19条の2第3号ロに規定する金額を減額した世帯 6,040円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の

3,300円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

基礎賦課額に係る被保険者均等割額
つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 7,365円

ロ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 12,275円

ハ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 19,640円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 24,550円

後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 つぎに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人についてつぎに定める額

イ 第19条の2第1号ロに規定する金額を減額した世帯 2,475円

ロ 第19条の2第2号ロに規定する金額を減額した世帯 4,125円

ハ 第19条の2第3号ロに規定する金額を減額した世帯 6,600円

ニ イから八までに掲げる世帯以外の

世帯 7,550円

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の5 [略]

2 前項に規定する保険料額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

付 則

(平成23年度および平成24年度における保険料の所得割額の算定の特例)

第6条 平成23年度および平成24年度における第15条第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14および第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、つぎの各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

当該年度分の地方税法の規定による都民税および特別区民税（同法の規定による道府県民税および市町村民税を含むものとし、同法第50条の2および同法第328条の規定によって課する所得割の額ならびに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額および株式譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税および特別区民税が課されない者を含む。） 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の75に相当する金額

前号に該当しない者であって、課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の3第1項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される

世帯 8,250円

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の5 [略]

2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

付 則

第6条および第7条 削除

所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の合計額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた

額)をいう。以下この条において同じ。)が1,000,000円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150を超える者 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の50に相当する金額

第1号に該当しない者であって、課税標準額が1,000,000円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超える者 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の25に相当する金額

2 世帯主または当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であって、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等および課税標準額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

(平成25年度および平成26年度における保険料の所得割額の算定の特例)

第7条 平成25年度および平成26年度における第15条第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14および第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度分の地方税法の規定による都民税および特別区民税(同法の規定による道府県民税および市町村民税を含むものとし、同法第50条の2および同法第328条の規定によって課する所

得割の額ならびに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額および株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該都民税および特別区民税が課されない者を含む。)については、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等からつぎの各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

平成25年度 平成24年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の50に相当する金額

平成26年度 平成25年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の25に相当する金額

- 2 世帯主または当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であって、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

付 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2および第19条の4の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。